街路樹予備診断業務委託 仕様書

令和 7 年5月

逗子市 環境都市部 都市整備課

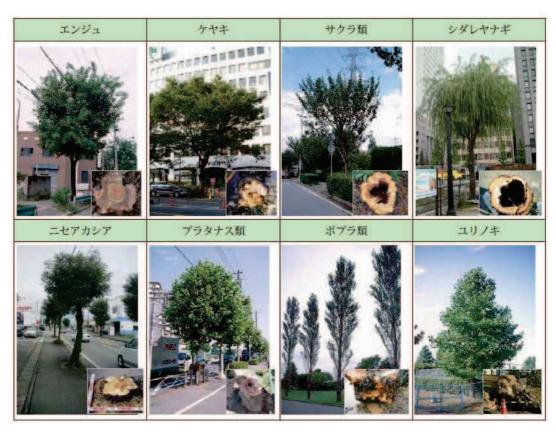
1 目的

予備診断は、街路樹の外観から、樹木形状や活力の異常、樹体の構造的な 欠 陥を把握し、樹木健全度調査や植栽環境調査の必要性を評価するために 実施するものである。

2 対象樹木本数及び施工箇所

- (1) 対象樹木本数 720本
- (2) 施工箇所 逗子市内一円
- ※詳細は別紙位置図及び委託内訳表参考

写真1に示した樹種は木材腐朽菌に侵されやすく、倒伏等が発生しやすいといわれているため、予備診断の際には特に留意する必要がある。



(「国総研資料第669号」より引用)

写真1 木材腐朽菌に侵されやすい樹種

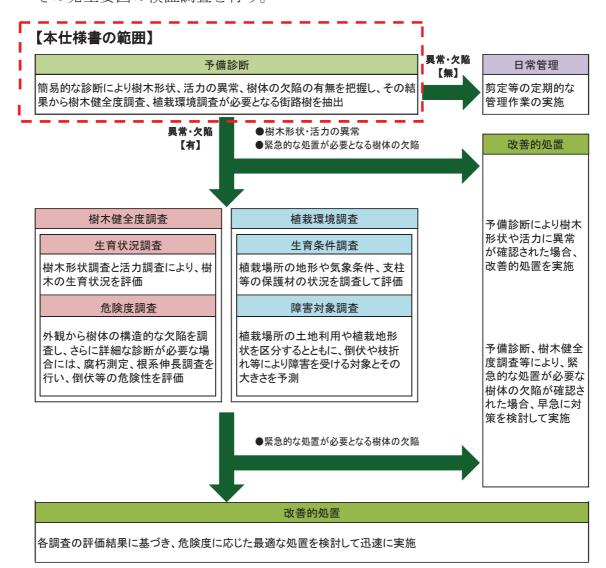
3 街路樹予備診断の流れ

街路樹予備診断は、図1に示すとおり、この仕様書が扱う予備診断の他、 樹木健全度調査、植栽環境調査、改善的処置、倒伏検証調査で構成される。

予備診断により異常・欠陥等を確認した場合には、樹木健全度調査や植栽環境調査を実施したうえで、改善的処置を検討・実施することを基本とする。

ただし、予備診断により、樹木形状や活力の異常や、緊急的な処置が必要となる樹体の欠陥が確認された場合には、早急に改善的処置を実施する。

なお、台風等により倒伏や枝折れが発生した場合には、可能な範囲で その発生要因の検証調査を行う。



<倒伏等の発生時>

倒伏検証調査

台風等の強風により倒伏・枝折れ等が発生した場合、その倒伏要因を解明するとともに診断結果との照合を行い検証することで今後の診断技術の向上を図る

(「国総研資料第669号」より引用)

図1 街路樹予備診断の流れ

4 調査技術者

予備診断を実施する調査技術者には、樹木医(一般財団法人日本緑化センター認定)の資格を求めるものとする。

なお、予備診断では樹木の欠陥等を外観から判断する必要があり、樹木の生理 生態、道路における植栽基盤等の植栽環境の特徴、倒伏や枝折れ等の発生要因、 道路交通特性、台風等の気象特性、危険緩和処置等にかかる様々な知識と十分 な経験が求められる。

5 予備診断の方法

予備診断では、主として樹木形状、活力状況、樹体(地上部)の欠陥に 着目するものとし、樹高計、巻尺、木槌、鋼棒、双眼鏡等を用い、適宜、 カメラでの記録撮影やスケッチを行う。(写真2)

(1) 樹木形状

樹高、幹周、枝張り、枝下高を測定するとともに、樹冠形状(自然樹形、自然相似樹形、人工樹形)、樹体の傾きについて確認する。

また、樹木形状が歪なものとなっている場合には、幹径と樹高の比率、枝径と枝長の比率を算出する。

(2)活力状況

樹勢、病害虫の有無について把握する。

(3) 樹体(地上部)の欠陥

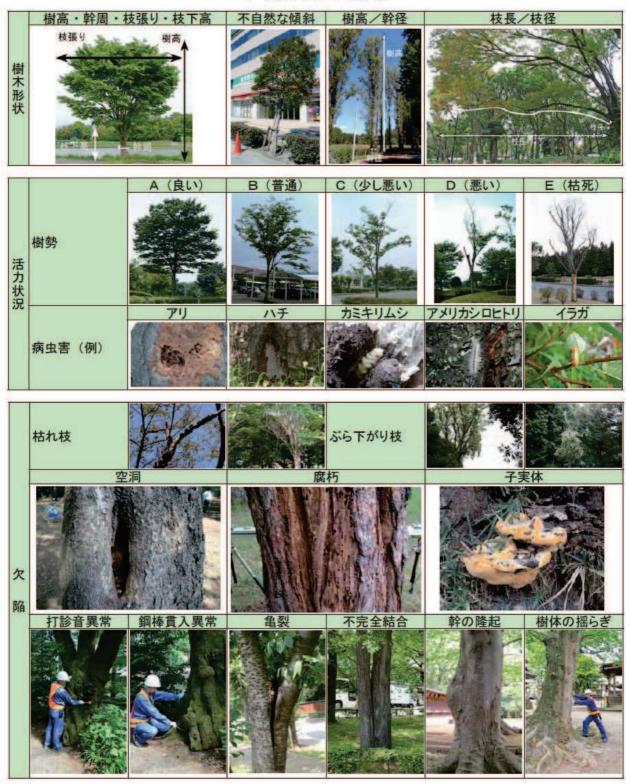
枝や幹、根株における空洞や腐朽、子実体の発生、亀裂、不完全な結合、隆起、 打音異常、鋼棒貫入異常、樹体の揺らぎについて把握する。 (表1)



(「国総研資料第669号」より引用)

写真2 診断の道具

表1 予備診断の指標 **予備診断の指標**



6 予備診断の評価

予備診断により、樹木形状や活力の異常、樹体の構造的な欠陥を把握し、 その結果から、樹木健全度調査や植栽環境調査の必要性、緊急的な改善的処 置の必要性を評価する。

予備診断の結果、異常や欠陥が認められなかった場合には、通常実施している剪定等の日常管理を継続して行う。

表2に評価基準と対応を示す。

診断項目 危険となる評価基準 必要となる処置 必要となる調査 歩道: 2. 5 m以下 車道: 4. 5 m以下 剪定 枝下高 木一不自然な傾斜 有(危険) 剪定あるいは伐採 (更新) | 樹高/幹径 形 50以上 剪定あるいは伐採 (更新) 枝長/枝径 40以上 剪定 伐採 (更新) E (枯死) 樹勢 C(少し悪い)、D(悪い) 樹勢回復 伝染性の病害である場合に 病害 テングス病等 活 ま校は 道路通行者への影響、樹木 状 生育への大きな影響、周辺 況 ハチ、イラガ、アメリカシ 住居への大きな影響を及ぼ 中害 ロヒトリ、シロアリ等 す害虫が発生した場合は駆 枯れ枝 有 剪定 ぶら下がり枝 有 剪定・除去 空洞 有 腐朽 有 子実体 有 欠 打診音異常 有 • 樹木健全度調査 鋼棒貫入異常 有 • 植栽環境調査 角裂 右 不完全結合 有 降起 有 樹体の揺らぎ 有

表2 予備診断結果の評価基準と対応

7 ナンバリング

初回の予備診断を実施する際、個々の街路樹に対して樹木番号を設定し、ナンバープレートを設置する。

樹木番号は、次のとおり設定することを標準とする。

【樹木番号の設定】

00-R0000 ①箇所番号 別紙内訳表のとおり

①② ③ ②位置 R:起点より終点に向かって右側

L: 起点より終点に向かって左側

③通し番号

8 カルテの作成

予備診断を実施した結果は、街路樹1本ごとに予備診断カルテ(表3)としてとりまとめるとともに、すべての街路樹の予備診断結果を一覧表(表4)として集計し、保管する。

表3 予備診断カルテ様式

		予	備言	診	断	カ	ル	テ			
診断年月日: 診断者:											
I Day Adv. Br									↓ 目 □	<u>+</u>	
基本情報	路線名								全景写	具	
	樹木番号										
	樹種名										
	場所						-				
	樹高						-				
	幹周(幹径)						1				
	枝張り										
樹木形状							1				
「可ノトハンハ	不自然な傾斜	無	有(:	安全	• fi	5.降)	1				
	樹高/幹径	7111	., .			5.24 /	1				
	枝長/枝径						1				
							1				
活力状況	樹勢		3 · C			E					
カカ水流	病害虫	無	有	疖	有名	・虫名					
			1	-n / /			1 201	14.77	ı		
	枯れ枝	無		部位:)	数•				
	ぶら下がり枝	無		部位:			数・				
	空洞	無		部位:			大き				
	腐朽	無		部位:)	大き	5			
	子実体	無		部位:			種類	<u> </u>			
欠陥	打診音異常	無		部位:			大き				
	鋼棒貫入異常	無	_	部位:			貫入				
	亀裂 不完全結合	無無		部位: 部位:)	大き状態	<u> </u>			
	隆起	無		30位: 37位:)	大き	+			
	性に 樹体の揺らぎ	無	77 (神巫:	-		大き				
	団体の出りこ	<i>™</i>		1F.	1		八〇	<u> </u>			
特記事項											
写 真 スケッチ											
			予值	#診断	の評	呼価結果	ı				
樹木健全度調査等の 必要性		必要	不要	Ę	理	里由					
緊急的な改善的処置の 必要性		必要	不要	Ę	理	里由					

表 4 予備診断結果一覧

路線名	樹木番号	樹種名	場所	診断年月日	健全度調査	緊急的な
					等の必要性	改善的処置
JR逗子駅前広場	01-R001		〇〇市口口地内	2025年7月30日		不要
久木17号	03-L002	サクラ	〇〇市口口地内	2025年7月30日	不要	不要
:						

9 成果品の作成

(1) 報告書 2部

(2) 街路樹予備診断カルテ (表・裏) 2部

(3) 予備診断結果一覧表 2部

(4) 樹木の位置図 2部

(5) 上記(1) から(4) の電子データ(CD-R等) 1部※(4) はCADデータ及びPDFデータ

10 打合せ・協議

業務着手時、発注者又は受注者が必要と認めた時等に打合せを2回程度行う。

11 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日

12 支払い方法

料金の支払いについては、業務完了後一括して契約金額の支払いをするものとする。

13 その他

- (1) 街路樹の幹周・樹高については、現地を確認の上積算を行うこと。
- (2)業務遂行上、故意または過失により、第三者に損害を与えた場合には、 発注者の責務に帰する場合を除いて、受注者はその賠償責任を負うものとする。
- (3)診断の際、危険枝等の撤去等が必要と判断された樹木があった場合は、 速やかに発注者へ報告すること。
- (4) 本仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じたときは、 発注者と協議の上決定し、誠実に履行すること。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

(基本的事項)

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制 を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び 業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければな らない。これらを変更する場合も同様とする。

(作業場所の特定)

- 第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。
- 2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、 受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。 (再委託の禁止等)
- 第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者(受注者に子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。
- 2 受注者は、この業務の一部について再委託(再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を 含む。以下同じ。)する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義 務を再委託先に対しても遵守させなければならない。
- 4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに 応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に 基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確に し、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければなら ない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、 盗難その他の事故(以下「漏えい等の事故」という。)が起こらないよう、当該個人情報の適 切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を 得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を 得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を 得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

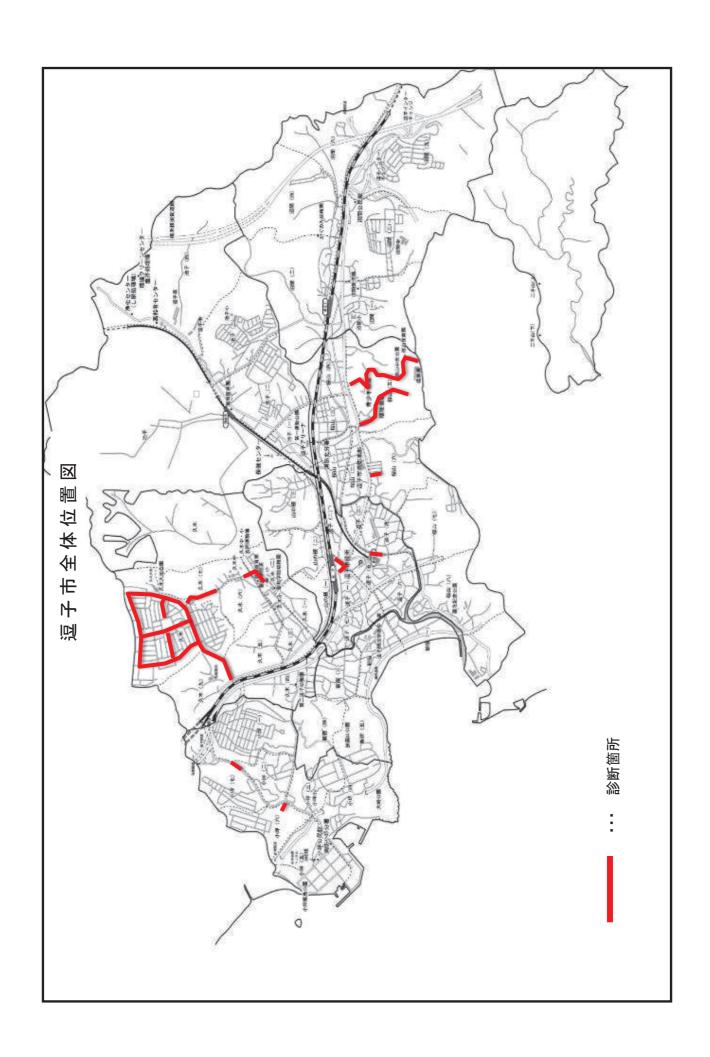
- 第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、 又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならな い。
- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能 な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。 (調査監督等)
- 第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

- 第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために 必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。 (契約解除及び損害賠償)
- 第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及 び損害賠償の請求をすることができるものとする。



^{別紙} 令和7年度 街路樹予備診断業務委託 委託内訳表

箇所番号	路線名	区域所在	高木樹種	管理対象本数
01	JR逗子駅前広場	逗子1丁目(JR逗子駅前広場)	ケヤキ クロガネモチ キンモクセイ	1 20 3
02	久木149号他4路線	久木8丁目(久木ハイランド)	サクラ(ジンダイアケボノ) サクラ(ソメイヨシノ)	386
03	久木17号	久木2丁目(久木川上流)	サクラ	12
04	久木8号	久木ハイランド~久木中学校通り	ケヤキ	1
05	久木48号	小坪3丁目(西小路小坪線)		
06	小坪201号	小坪2丁目 (小坪ポケットパーク、斜面)	アメリカハナミズキ	1
07	小坪231号	小坪6丁目(コスモミロス進入路)		30
08	池子1号	池子1丁目(第一運動公園・南側)	サクラ	55
09	桜山75号	池子1丁目(第一運動公園・東側)	サクラ	42
10	桜山115号	桜山5丁目(逗子病院~逗葉高校)	サクラ	136
11	沼間137号他1路線	沼間5丁目(グリーンヒル)	トウカエデ	385
12	沼間179号他1路線	沼間3丁目(アーデンヒル)	ケヤキクスノキ	153 79
1.0	>→ → 0 + □		その他	108
13	逗子64号	逗子5丁目(仲町橋右岸側)	サクラ	18
14	桜山310号	桜山5丁目(コンフォートガーデン)	クロガネモチ他	109
15	桜山165号	桜山6丁目(桜山165号)	サクラ	3
	全本数			1,542
	診断本数			720

※黄色着色箇所を診断する。

その他箇所については、来年度以降診断実施予定。